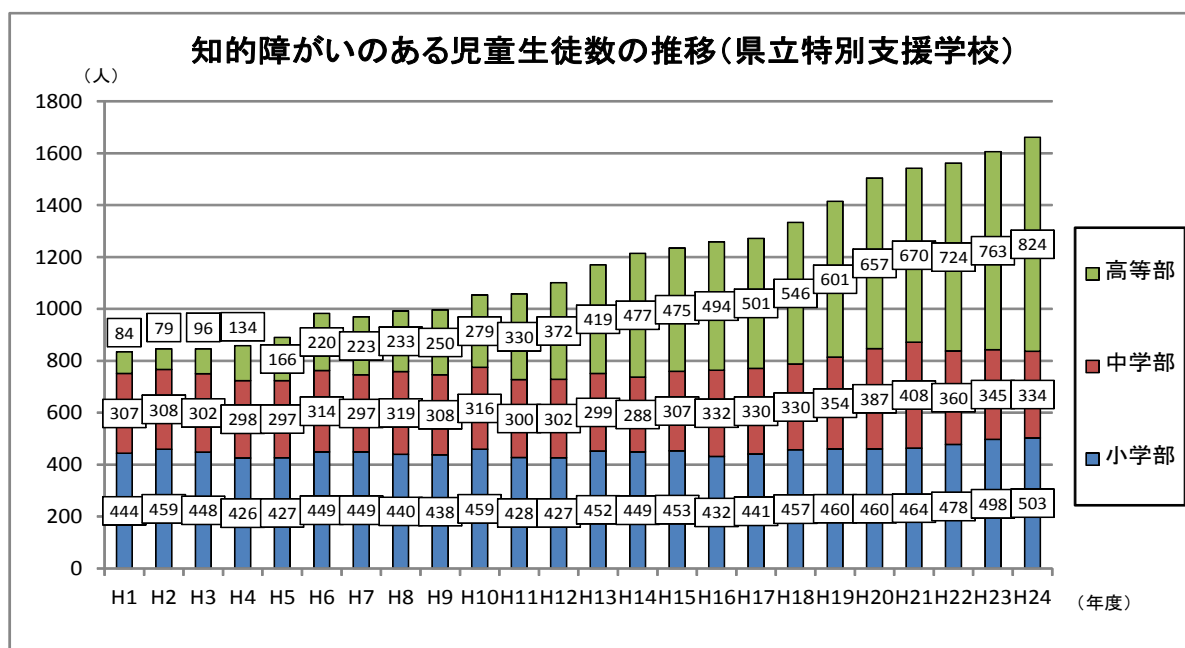


【施策5】 障がいのある子どもたちが「地域で共に学び、共に生きる教育」¹⁸を推進します

【施策の現状】

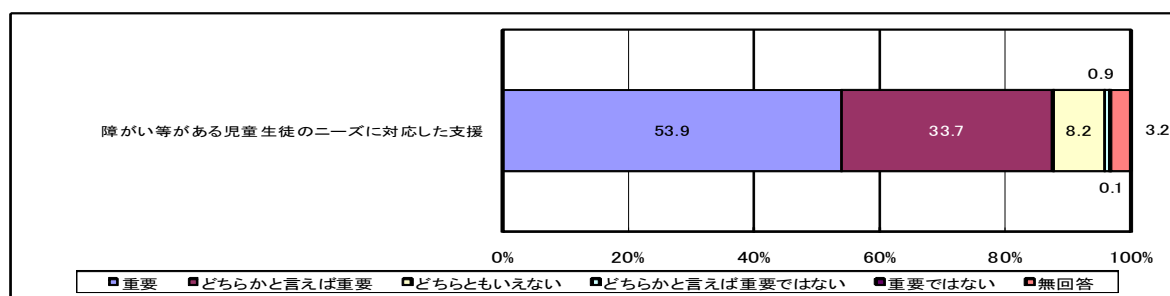
本県では、「共に学ぶ」理念のもと、障がいのある子どもが障がいのない子どもと共に学ぶための環境づくりを推進してきました。このような中で、保護者は障がいのある子どもたちにできる限り生活している地域で教育を受けさせたいと望むとともに、将来の自立につながるよう就労支援等の専門的な教育も望んでいます。

また、全国的な傾向と同様に、本県においても特別支援学校¹⁶の小・中学部の半数以上の児童生徒に重複障がいがあり、知的障がいのある高等部生徒が年々増加しています。



県民アンケートでは、「障がい等がある児童生徒のニーズに対応した支援」について、「重要」または「どちらかと言えば重要」と答えた県民の割合は、87.6%と高く、障がいのある子どもたちへの支援について、県民が特に重視しているという結果が出ています。

〔各施策の今後の重要性について〕



¹⁶ 特別支援学校…… 17ページ参照。

¹⁸ 「地域で共に学び、共に生きる教育」…… 17ページ参照。

[東日本大震災・原子力災害を経て]

東日本大震災・原子力災害は、本県の子どもたちの心に深い傷を残しました。すべての子どもたちに対するケアが必要とされている中で、避難した子どもを含め、障がいのある子どもたちへのきめ細かな教育相談と手厚い支援が求められています。

【基本的方向性】

- ・ 障がいのある子どもたちが、就学前、在学中、さらには卒業後において、一貫した支援を受けることができるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携を深めることなどにより、地域で「共に生きる」ことができる体制の整備を進めます。
- ・ 障がいのある子どもが、一人一人のニーズに応じて、地域の幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校¹⁶において学ぶことができるよう、教員の専門性の向上、校内支援体制の整備・充実、すべての保護者に対する特別支援教育への理解の促進などにより、各学校における「共に学ぶ」環境づくりを進めます。

[東日本大震災・原子力災害を経て]

- ・ 震災等による不安を抱えている障がいのある子どもたちへの心のケア等を進めるとともに、就学を含めた教育相談の充実を図ります。また、震災等の影響による雇用状況の変化を踏まえた進路指導を推進します。

¹⁶ 特別支援学校…… 17 ページ参照。

【今後の取組】

◇ 地域におけるインクルーシブ教育システム⁴⁸の構築と理解啓発の促進
市町村教育委員会における特別支援連携協議会⁴⁹の設置を支援することなどにより、特別支援教育に対する地域の支援体制の整備・充実を図ります。

市町村教育委員会が、インクルーシブ教育システムの構築に向けて関係機関と連携して「個別の教育支援計画⁵⁰」を早期から作成し、それを踏まえて就学先を総合的に判断することができるよう支援します。また、発達の段階に応じて、各学校間で「個別の教育支援計画」を引き継ぎ、障がいのある子どもたちが就学前から一貫した支援を受けることができるよう、その取組を促進します。

さらに、各学校において、障がいのある子どもと障がいのない子ども及び地域の人々との「交流及び共同学習」の取組を促すとともに、保護者に対して「地域で共に学び、共に生きる教育」¹⁸の理解啓発を図ります。

特に、震災等による不安を抱えている、障がいのある子どもたちへの心のケア等を含めた支援を行うため、外部専門家を活用し、より専門性の高い教育の充実に努めます。また、子どもたちや市町村の状況を踏まえ、市町村教育委員会や関係機関と連携した就学や就労等に向けた支援を推進します。

¹⁸ 「地域で共に学び、共に生きる教育」……17ページ参照。

⁴⁸ インクルーシブ教育システム……「地域で共に学び、共に生きる教育」の推進に向け、障がいのある子どもとない子どもが地域において教育的ニーズに応じて適切な教育を受けることができる仕組み。

⁴⁹ 特別支援連携協議会……障がいのある子どもやその保護者への相談支援にかかわる医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関の連携協力を円滑にするネットワークとして設置される協議会。

⁵⁰ 個別の教育支援計画……障がいのある人の乳幼児期から学校卒業後までの各ライフステージにおいて、一貫して的確な支援を行うことを目的として、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係機関が連携して策定する計画（「個別の支援計画」）のうち、学校などの教育機関が中心となって策定するもの。

- ◇ 小・中学校における特別支援教育の充実

特別支援学級の設置等、市町村教育委員会における「共に学ぶ」環境の整備を支援します。また、特別支援学校¹⁶のセンター的機能⁵¹の活用を促し、各学校における特別支援教育コーディネーター⁵²を中心とした校内支援体制の整備・充実とともに、特別支援学級や通級指導教室⁵³での指導の充実を支援します。さらに、各学校における「個別の教育支援計画⁵⁰」と「個別の指導計画⁵⁴」の作成とその活用を支援します。
- ◇ 高等学校における特別支援教育の充実

特別支援学校のセンター的機能の活用を促し、各学校における特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実を図ります。また、「個別の教育支援計画」を作成・活用して、生徒の能力・特性等に合った学習や進路選択を支援し、必要に応じて中学校から「個別の教育支援計画」を引き継ぎ、一貫した支援の充実を促します。さらに、介助員⁵⁵の配置などにより、各学校における「共に学ぶ」環境の整備を進めます。
- ◇ 特別支援学校における特別支援教育とセンター的機能の充実

特別支援学校においては、「個別の指導計画」及び「個別の教育支援計画」をもとに、児童生徒一人一人の教育的ニーズを明確にした指導及び関係機関と連携した進路選択を支援します。また、重複障がいのある児童生徒については、必要に応じて外部専門家の指導・助言を求めるなどにより、指導の充実を図ります。さらに、幼稚園、小・中学校、高等学校における特別支援教育を支援するため、各特別支援学校におけるセンター的機能の充実を図ります。

¹⁶ 特別支援学校…… 17 ページ参照。

⁵⁰ 個別の教育支援計画…… 39 ページ参照。

⁵¹ 特別支援学校のセンター的機能……地域の特別支援教育を推進する体制を整備していく上で、その地域の小・中学校等を支援する機能。

⁵² 特別支援教育コーディネーター……幼稚園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整役、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進の役割を担う者。

⁵³ 通級指導教室……小・中学校の通常の学級で学んでいる障がいの軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障がいに応じた指導を受ける場。

⁵⁴ 個別の指導計画……各学校において、保護者との連携のもと担任を中心として作成するもので、児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、児童生徒一人一人の指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導のための計画。

⁵⁵ 介助員……肢体不自由等の障がいのある生徒が、高等学校で学ぶために、学校生活上の介助や学習活動上の支援などを行う者。

- ◇ 教員の特別支援教育に関する指導力の向上
 教員に特別支援教育に関する基礎・基本を身につけさせるため、幼稚園、小・中学校、高等学校における研修を支援します。さらに、特別支援学校¹⁶、特別支援学級、通級指導教室⁵³、特別支援教育コーディネーター⁵²等の教員に、より専門的な研修を行い、指導力の向上を図ります。
- ◇ 特別支援学校の在り方の検討（再掲）
 子どもたちの学びを最優先にした教育環境の改善を促進するため、早期及び中・長期的な視点から策定した「福島県県立特別支援学校全体整備計画」をもとに、特別支援学校の在籍児童生徒数の増加及び通学地域の広域化に伴う長時間通学等の課題を解消し、障がいのある児童生徒等の学習活動が適切に行える教育環境づくりと複数障がい種に対応した専門的な教育が行われる学校づくりを推進します。

〔施策 5 指標〕

指標名	現況値	目標値	備考
「個別の教育支援計画 ⁵⁰ 」の作成率（公立幼・小・中・高等学校）	H24年度 76.1% (参考 H22年度 64.3%)	H26年度 100%	
特別支援学級の在籍児童生徒数及び通級指導を受けている児童生徒数（公立幼・小・中・高等学校）	H24年度（参考 H22年度） 特別支援学級在籍児童生徒数 2,002名(1,818名) 通級指導教室 ⁵³ 在籍児童生徒数 657名(646名)	H32年度 適切に対応する	モニタリング指標
特別支援学校高等部卒業生のうち、就職を希望する生徒の就職率	H23年度 95.0% (参考 H22年度 94.9%)	H25年度 100%	
特別支援教育に関する校内研修を実施した学校の割合（公立幼・小・中・高等学校）	H24年度 84.7% (参考 H22年度 64.1%)	H26年度 100%	

¹⁶ 特別支援学校…… 17 ページ参照。

⁵⁰ 個別の教育支援計画…… 39 ページ参照。

⁵² 特別支援教育コーディネーター…… 40 ページ参照

⁵³ 通級指導教室…… 40 ページ参照。